

太陽光発電装置設置者 各位

償却資産申告書の送付について（ご依頼）

平素は、本市の税務行政にご理解とご協力を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

さて、個人や会社が家屋の屋根や土地などに太陽光パネルを設置して売電する場合、設置した太陽光パネルなどの設備は固定資産税（家屋または償却資産）の対象となる場合があります。

設置状況を確認し、償却資産に該当する場合は、以下の事項及び別紙「償却資産（太陽光発電設備）Q&A」等をご参照のうえ申告書をご提出ください。

※償却資産をお持ちの方で、申告をされない場合や虚偽の申告をされた場合は、過料や延滞金を徴収させていただきますことがありますのでご注意ください。

■ 償却資産とは

会社や個人で工場・商店などを経営している人や駐車場・アパートなどを貸し付けている人が、その事業のために用いている構築物・機械・車両・運搬具・工具・備品などの資産を償却資産といいます。そして太陽光発電設備も償却資産に該当し、固定資産税の課税対象となる場合があります。

■ 設置者と発電規模による申告対象の有無と軽減措置について

設置者	10kW以上の太陽光発電設備（全量売電・余剰売電）	10kW未満の太陽光発電設備（余剰売電）
個人（住宅用）	家屋の屋根などに経済産業省の認定を受けた太陽光発電設備を設置して、発電出力量の全量又は余剰を売電する場合、売電事業用の資産となり 申告の対象 となります。	売電するための事業用資産とはなりませんので、 申告の対象外 となります。
個人（個人事業主）	会社や個人で工場・商店などを経営している人や駐車場・アパートなどを貸し付けている人が、その事業のために太陽光発電を設置した場合は、事業の用に供している資産として、発電出力量や全量又は余剰売電にかかわらず 申告の対象 となります。	
法人	事業の用に供している資産として、発電出力量や全量又は余剰売電にかかわらず 申告の対象 となります。	

※申告が必要となる設置状況の場合は、毎年1月1日（賦課期日）現在において、償却資産の所在地の市町村長へ1月末日までに償却資産の所有状況を申告していただく必要があります（地方税法第383条）。

▽対象となる償却資産

太陽光パネル（家屋の屋根材と一体となっている場合を除く）、架台、パワーコンディショナー、送電設備、電力量計 など

【軽減措置について】

経済産業省による「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」の認定を受けて、**平成24年5月29日～平成28年3月31日までの間に**新規で取得された再生可能エネルギー発電設備（太陽光パネルのほか蓄電装置、変電設備、送電設備含む）について、固定資産税における課税標準の特例が適用となります。

なお、**平成28年4月1日以降に取得した10kW以上の太陽光発電設備は、この特例適用の対象になりません。**

▽内容及び適用期間

新たに固定資産税を課税することとなった年度から3年度分に限り、太陽光発電設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格が2/3の額となります。

■ 申告方法・書類の提出・提出期限

償却資産の申告にあたっては、**平成31年1月31日（木）まで**に次の書類を下記の提出先までご提出ください（郵送可能、①②は津山市課税課内ホームページからダウンロード可能）。

- ① 償却資産申告書（償却資産課税台帳）
- ② 種類別明細書（増加資産・全資産用）

問い合わせ先
申告書提出先

津山市役所 課税課 資産税家屋係（本庁2階④番窓口）
住所：〒708-8501 岡山県津山市山北520
TEL：0868-32-2016 / FAX：0868-32-2151

償却資産(太陽光発電設備)Q&A

Q1：種類別明細書における太陽光発電設備の取得年月日はいつになりますか？

Ans：太陽光設備の所有権を取得し、かつ、事業の用に供することができる状態となった時期（基本的に**売電事業を開始した月**）が取得年月となります。太陽光発電設備を購入した日が、必ずしも取得年月日であるとは限りませんので注意してください。

Q2：取得年月日が平成29年より以前だった場合の固定資産税はどうなりますか？ また、取得年月日が平成31年1月2日以降の場合はどうなりますか？

Ans：遡って過年度（平成30年度以前）課税額を増額し、**増額分を一括納付**いただく予定となっております。また、現年度（平成31年度）課税額は、1期（4月）から新規課税させていただきます。取得年月日が平成31年1月2日から平成32年1月1日の場合は、平成32年度償却資産申告の対象となります。

Q3：売電収入等を確定申告した際、太陽光発電設備を減価償却費で計上しましたが、その際申告した取得価格・年月・耐用年数等が今回の償却資産申告と合致する必要はありますか？

Ans：基本的に確定申告の減価償却内訳明細等と合致することとなります。ただし、グリーン投資減税等によって特別償却（即時償却）の適用を受け一括で損金計上した場合であっても、固定資産税については基本的に法定耐用年数（通常**17年**）となりますので注意してください。

Q4：納付した固定資産税（償却資産）の中で太陽光発電に係るものについて、次回確定申告時に経費算入できますか？

Ans：売電収入から所得を計算する際に、売電収入における租税公課として経費算入することができます。

Q5：一般的に住宅の屋根や土地に設置した太陽光発電設備の資産の種類、耐用年数はどうなりますか？

Ans：例外もありますが、基本的に**資産の種類は「2」（機械及び装置）、耐用年数は「17年」**（減価償却資産の耐用年数表、別表第2その他の設備、主として金属製のもの）となります。

Q6：太陽光発電設備の申告すべき物件には、どのようなものがありますか？

Ans：**太陽光パネル**のほか、**パワーコンディショナー**（変換装置）、**ケーブル**、**ブレーカー**（遮断器）、**電力メーター**、**架台**などがあります。申告の際には、『太陽光発電設備』とまとめて記入しても構いません。

申告の際には、電力会社（中国電力など）への**接続（系統連系）費用を含めず、原則消費税込みの金額**を記入してください。（ローン金額などを申告しないようご注意ください。）

なお、メガソーラーなどの発電設備周辺に、**フェンスなどの周辺施設**を設置している場合には、別に申告が必要です。

Q7：取得年月（平成30年2月）、取得価格（10,000,000円）、耐用年数（17年）、太陽光発電事業を開始した場合、平成31年度、平成32年度の税金はどのようになりますか？

Ans：減価残存率については1年目0.9365（半年償却）、2年目0.873となります。

＜計算例＞

平成31年度分	評価額	$10,000,000 \times 0.9365$ （1年目）	=9,365,000円
	課税標準額		9,365,000円
	税額	$9,365,000 \text{円} \times 1.4\%$ （税率）	=131,110円
平成32年度分	評価額	$9,365,000 \times 0.873$ （2年目）	=8,175,645円
	課税標準額		8,175,645円
	税額	$8,175,645 \text{円} \times 1.4\%$ （税率）	=114,459円

※計算例のため**実際の税額とは異なります**ので、あくまで参考としてください。

Q8：経済産業省の認定を受けた事業者の氏名が異なりますが、実際には私が設置したものですので、私の名前で償却資産の申告をしてもよいですか？

Ans：実際の所有者（設置者）の名義で申告をしていただく必要がありますが、通常、**所有者は認定を受けた事業者と同一が原則**です。市への申告とあわせて、経済産業省へ名義変更の手続きをしてください。

Q9：平成28年4月に太陽光発電設備を設置しましたが、「再生可能エネルギー発電設備の認定（経済産業省）」を受けているので、固定資産税額の1/3を軽減する特例措置（地方税法附則15条旧33項）を受けられますか？

Ans：経済産業省の認定を受ける再生可能エネルギー発電設備への3年間の税額特例措置（地方税法附則15条旧33項）は、**平成28年3月31日までに取得（契約・売電開始）した設備が対象**となります。

そのため、**平成28年4月1日以降に取得した経済産業省認定の太陽光発電設備は、当該軽減措置の対象になりません**。

申告書の記入の際には、電気事業者との契約日や売電開始日などを確認の上、記入誤りのないようご注意ください。

Q10：償却資産の申告をしなかった場合や、虚偽の申告をした場合はどうなりますか？

Ans：資産をお持ちの方で正当な理由がなく申告されない場合は、地方税法386条および津山市税賦課徴収条例第72条の規定により過料を課せられる場合があるほか、地方税法第386条の規定により固定資産税の不足税額に加えて延滞金を徴収されることがありますので、期限内に申告してください。また、虚偽の申告をされますと、地方税法第385条の規定により罰金等を科せられることがあります。

平成31年 1月18日
津山市長 殿

平成 31 年度

償却資産申告書(償却資産課税台帳)

※所有者コード

わかる範囲で記入してください

所有者	(フリガナ) 1 住所 又は納税通知書送達先	津山市山北520番地 (電話 0868-32-2016)	3 個人番号又は法人番号	123456789123	8 短縮耐用年数の承認	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
	(フリガナ) 2 氏名 法人にあってはその名称及び代表者の氏名	津山 太郎 ※ (屋号)	4 事業種目 (資本金等の額)	太陽光発電事業 (百万円)	9 増加償却の届出	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
			5 事業開始年月	平成30年 9月	10 非課税該当資産	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
			6 この申告に回答する者の氏及び氏名	津山 太郎 (電話 32-2016)	11 課税標準の特例	<input checked="" type="radio"/> 有・無
			7 税理士等の氏名	(電話)	12 特別償却又は圧縮記帳	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
					13 税務会計上の償却方法	定率法 <input checked="" type="radio"/> 定額法
					14 青色申告	有・ <input checked="" type="radio"/> 無

資産の種類	取 得 価 額				計 ((イ)-(ロ)+(ハ)) (ニ)
	前年前に取得したもの (イ)	前年中に減少したもの (ロ)	前年中に取得したもの (ハ)		
1 構築物					
2 機械及び装置			5200000		5200000
3 船舶					
4 航空機					
5 車両及び運搬具					
6 工具、器具及び備品					
7 合計			5200000		5200000

15 市(区)町村内における事業所等資産の所在地

① 津山市山北520
② _____
③ _____

16 借用資産 (有・無)

17 事業所用家屋の所有区分 自己所有・借家

資産の種類	評価額 (ア) ※	決定価格 (イ) ※	課税標準額 (エ) ※
1 構築物			
2 機械及び装置			
3 船舶	記入する必要はありません。		
4 航空機			
5 車両及び運搬具	(電算処理により全資産申告をされる場合は記入してください。)		
6 工具、器具及び備品			
7 合計			

18 備考(添付書類等)

1、増加資産 (有) 無) _____

2、減少資産 (有・ 無) _____

※いずれかを○で囲んでください。

受付印

平成 31年度

種類別明細書（増加資産・全資産用）

所有者名

津山 太郎

枚のうち

枚目

記入例

行 番 号	資 産 の 種 類	資産の名称	取 得 年 月	取 得 量	取得価額	改 正 前 耐 年	耐 用 年 数	減 価 残 存 率	備 考	※課税標準の特例		増 加 事 由	摘 要
										率	コード		
01	2	太陽光発電設備	14309	1	5,200,000		17	0				① 2 3・4	
02								0				1・2 3・4	
03								0				1・2 3・4	
04								0				1・2 3・4	
05								0				1・2 3・4	
06								0				1・2 3・4	
07								0				1・2 3・4	
08								0				1・2 3・4	
09								0				1・2 3・4	
10								0				1・2 3・4	
11								0				1・2 3・4	
12								0				1・2 3・4	
13								0				1・2 3・4	
14								0				1・2 3・4	
15								0				1・2 3・4	
16								0				1・2 3・4	
17								0				1・2 3・4	
18								0				1・2 3・4	
19								0				1・2 3・4	
20								0				1・2 3・4	

第二十六号様式別表一（提出用）

注意 「増加事由」の欄は、 1 新品取得、 2 中古品取得、 3 移動による受入れ、 4 その他のいずれかに○を付けてください。
 「取得年月」の年号の欄は、 明治…1 大正…2 昭和…3 平成…4の各数字を記入してください。

「改正前耐年」の欄は、平成19年12月以前の取得資産について※耐用年数省令改正によりその適用があった場合のみ改正前の耐用年数を記入してください。「摘要」欄には「省令改正あり」と記入してください。

※ 減価償却資産の耐用年数に関する省令の一部を改正する省令(平成20年財務省令第32号)平成20年4月30日公布施行